

## 久留米市障害者基幹相談支援センター運營業務委託に係る 公募型プロポーザル方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は久留米市障害者基幹相談支援センター運營業務委託（以下「業務委託」という。）を実施するにあたり、受託者の選定について公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

(業務委託の履行場所)

第2条 市内を地域の地理的条件・態様や人口、障害者数などを考慮して小学校区を組み合わせで設定した日常生活圏域において、下記の地区で1ヶ所ずつ行うものとする。

- (1) 東部地区（船越、水分、柴刈、川会、竹野、水縄、田主丸、山川、山本、草野、大橋、善導寺）
- (2) 西部地区（城島、下田、青木、江上、浮島、犬塚、三瀧、西牟田、荒木、安武、大善寺）
- (3) 南部地区（南、津福、上津、青峰、高良内）

(業務委託の内容)

第3条 委託する業務内容は次に掲げる各号とする。

### 1 委託相談支援（障害当事者・家族等を主な対象）

#### (1) 総合的・専門的な相談支援

- ア 各種相談受付・聞き取り・課題整理
- イ 福祉サービスの利用援助情報提供、窓口同行等
- ウ 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- エ 社会生活力を高めるための支援（金銭面の相談等）
- オ 専門機関の紹介等

#### (2) 権利擁護・虐待の防止

- ア 成年後見制度利用支援事業への支援・相談対応
- イ 虐待防止に関する相談支援・相談対応
- ウ 差別解消に関する相談支援・相談対応

#### (3) その他

- ア 当事者の方への支援（情報提供、研修等）
- イ 住宅入居等支援事業  
（不動産業者等に対する物件斡旋依頼、家主等との入居契約手続支援） 等

### 2 基幹相談支援（事業者を主な対象）

#### (1) 指定相談支援事業者等に対する指導、助言

- ア 指定相談支援事業所の相談員のバックアップ、スーパーバイズ
- イ 複雑・困難な相談ケースへの支援
- ウ 学習会・研修会等の企画・運営

#### (2) サービス等利用計画等作成の推進

- ア 指定相談支援事業所（相談支援専門員）への支援（助言、会議等の同席、同行等）
- イ サービス等利用計画等の検証・助言
- (3) 地域移行・地域定着の促進の取組
  - ア 精神科病院や障害者支援施設との連携等
- (4) 地域づくりへの取組
  - ア 社会資源の情報収集・共有化等
- (5) 地域生活支援協議会運営（事務局）
  - ア 協議会（全体会・専門部会）の事務局（全体会：1～2回、専門部会：概ね毎月）
  - イ センター運営委員会・連携会議の事務局（随時）
  - ウ 相談ネット・ネットワーク連絡会の事務局（相談ネット：概ね毎月）
- (6) その他
  - ア 地域の相談機関（民生委員等）との連携強化の取組
  - イ 学校や企業等との情報交換、助言 等

（業務委託の期間）

第4条 業務委託の期間は、平成28年7月1日から平成29年3月31日までとする。

（業務委託の上限額）

第5条 業務委託料の上限額については、東部地区・西部地区については、9,247千円、南部地区については、13,035千円とする。（いずれも消費税及び地方消費税相当額を含む額）

（プロポーザルの参加資格要件）

第6条 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人となる。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の2第3項に規定する指定相談支援事業者であって、平成28年4月1日時点で久留米市内に指定相談支援事業所を有し、活動実績があること。
- (2) 医療法人、社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと等、経営が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 久留米市暴力団排除条例（平成22年久留米市条例第19号）に基づき、受託者として不適當であると認められる者でないこと。
- (6) 市税の滞納がないこと。

（質問の受付）

第7条 参加事業者は、募集要項及び提案書に係る質問を質問書（様式第3号）により行うことができる。

2 市長は参加事業者からの前項に規定する質問を受け付けた場合は、当該質問に対する回答を、質問者及びすべての対象事業者に回答するとともに、久留米市のホームページにおいても、質問事項及び回答内容を公表するものとする。

（質問の受付期限）

第8条 質問の受付期限は、参加申込の提出期限の5日前とするものとする。

（審査委員会）

第9条 市長は、プロポーザルにおける参加資格審査及び受託候補事業者の評価を行うため、久留米市障害者基幹相談支援センター運營業務委託業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

2 審査委員会の組織、運営等については、別に定める「久留米市障害者基幹相談支援センター運營業務委託業者審査委員会設置要綱」によるものとする。

（プロポーザルの参加申込）

第10条 プロポーザルに参加申込を希望する事業者は、プロポーザル参加申込書（以下「参加申込書」という。）（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、次の各号に掲げる書類を添付し、所定の期限までに市長に提出しなければならない。

- (1) 役員等調書及び照会承諾書（様式第2号）
- (2) 履歴事項全部証明書
- (3) 法人の財務諸表（直近1年間分）
- (4) 指定相談支援事業所の指定通知の写し
- (5) 納税証明書（市税に滞納のないことの証明）（写し可）

2 市長は参加申込書の提出期限の設定に当たっては、公示を開始する日から起算して13日とするものとする。

（参加資格審査及び資格結果の通知）

第11条 審査委員会は、参加申込事業者から提出された参加申込書の記載内容及び添付書類を基に、参加申込事業者が満たすべきプロポーザルへの参加資格要件を審査する。

2 市長は、参加資格審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加申込者に対し通知し、プロポーザルへの参加を要請するものとする。

3 市長は、参加資格審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められなかった場合は、その旨を通知するものとする。

（業務委託提案書等の提出について）

第12条 参加事業者は、企画提案書提出届（様式第4号）に必要事項を記入のうえ、次の各号に掲げる書類を添付し、所定の期限までに市長に提出しなければならない。

- (1) 企画提案書（様式第5号）
- (2) 企画提案書類（様式第6～11号）
- (3) その他必要な書類

（提案書の提出期限）

第13条 提案書の提出期限の設定に当たっては、資格審査決定通知日から起算して14日とするものとする。

（提案に関するヒアリング）

第14条 市長は、業務に関する申込者の意欲や理解力及び提案内容をより理解するため、必要に応じてヒアリングを実施する。

（提案書の審査評価方法）

第15条 市長は、プロポーザルによる参加者の特定等を行うため、審査委員会において、提案書及びヒアリング内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に最も適すると認められる優先交渉権者及び次点交渉権者を選定するものとする。

（審査結果の報告）

第16条 審査委員会は、審査結果を市長に報告しなければならない。

（受託候補事業者の決定及び通知）

第17条 市長は、前条の報告を受け当該業務の内容に最も適すると認められる優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

- 2 市長は、選定された事業者に対して、選定された旨の通知をするものとする。
- 3 市長は、選定されなかった事業者に対して、選定されなかった旨の通知をするものとする。
- 4 審査結果についての異議申し立て及び問合せには一切応じないものとする。

（プロポーザルにおける提出書類等の瑕疵）

第18条 審査委員会は、プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類又は内容等に瑕疵があることが判明した場合は、その内容を市長に報告する。

- 2 審査委員会は、前項の瑕疵について、必要に応じて参加事業者に対し、ヒアリングを行うことができるものとする。
- 3 市長は、参加事業者の瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なう恐れがあると認めた場合は、既に決定した事項を取り消すことができる。

（失格要件）

第19条 市長は参加事業者が次に掲げる各号の事由に該当した場合は、プロポーザルへの参加資格及び受託候補事業者としての決定を取り消すことができる。

- (1) 参加申込書、企画提案書の提出方法、提出先、提出期間等に適合しない場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類に不備があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合
- (4) プロポーザルへの参加資格要件を満たしていない若しくは満たすことができなくなった場合
- (5) プロポーザル関係者と当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (6) 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係を有することが判明した場合

#### （委託契約）

第20条 市長は、久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号）に基づき優先交渉権者と契約条件等について、業務委託契約締結に向けて協議を行い、合意に至ったとき業務委託契約を締結する。

- 2 業務委託契約の条件等は、仕様書及び提案書の内容を基本とする。
- 3 業務委託締結後、市長と受託事業者は、委託業務が円滑に行われるよう誠意を持って業務の履行について協議を行うものとする。
- 4 市長は契約締結後、契約の相手方に提案における失格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

#### （次点交渉権者の繰上げ）

第21条 市長は、優先交渉権者が委託契約を締結又は履行することができない何らかの事由が生じた場合は、第15条の規定による選定において次点となった事業者と、当該業務委託について交渉を行うことができるものとする。

#### （契約保証金）

第22条 受託候補事業者は久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号）第26条第1項の規定により契約金額の100分の10以上に相当する金額の契約保証金を契約締結時までに納付しなければならないものとする。

ただし、契約保証金の金銭による納付に代わる措置として、次の（1）に掲げる保証措置のいずれかの方法から選択することができるものとする。

なお、（2）に該当する場合は契約保証金を免除する。

- (1) 契約保証金の金銭による納付に代わる措置
  - (i) 契約保証金に代る担保となる有価証券の提供
  - (ii) 債務不履行による損害金の支払を保証する銀行等の金融機関の保証に係る保証書の提出
  - (iii) 債務不履行により生じる損害を補てんする履行保証保険契約に係る証券の提出
- (2) 契約保証金を免除する場合等

官公署と過去2年間、種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(プロポーザル選定結果の公表)

第23条 市長は、プロポーザル選定結果について、選定後、久留米市のホームページにおいて選定結果の概要を掲載し公表するものとする。

2 公表する選定結果の概要については次に掲げる事項とする。

- (1) 業務委託名
- (2) 業務委託期間
- (3) 審査委員会の開催経過
- (4) 審査結果

(事務局)

第24条 プロポーザルによる選定実施に関する庶務を処理するために、事務局を久留米市健康福祉部障害者福祉課内に設置する。

(その他)

第25条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

付 則

(施行期間)

1 この要綱は平成28年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この要綱は受託候補事業者と当該業務委託契約を締結した日をもって廃止する。